

## 接続料規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）

(傍線部分は改正部分)

改正案			現行
(機能)			(機能)
機能の区分	内容	対象設備	機能の区分
一 端末 回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路 用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。)により通信を伝送する機能(分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの <del>又は</del> 基地局設備との間の伝送において電波を使用するものをいう。以下この設備との間	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものに限る。)及び第一種指定端末系交換等	第一種指定端末系伝送路 用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。)により通信を伝送する機能(分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの <del>又は</del> 基地局設備との間の伝送において電波を使用するものをいう。以下この設備との間

<p>端末回線 伝送機能</p> <p>帯域分割</p>	<p>機能 回線伝送 透过端末 特别帯域 透过端末</p> <p>(略)</p>	<p>項目において同じ<sup>o</sup>)との間 を伝送するもの及び特別 帶域透過端末回線伝送機 能を除く<sup>o</sup>)</p> <p>第一種指定端末系伝送路 設備(アナログ信号伝送 用の電話回線と同等のも のであって、光路設備の 一部に光信号伝送用の回 線を設置してこれらもの に限る)による通信を伝 送する機能(分離した帶 域の一部のみを利用して 伝送するもの、基地局設 備との間を伝送するもの 及び最終点設備の電柱等 から第一種指定市内交換 局までの間を伝送するも のを除く<sup>o</sup>)</p> <p>等に設置さ れる伝送装 置等を除く<sup>o</sup>)</p> <p>の項目において同じ<sup>o</sup>)との 間を伝送するものを除く<sup>o</sup>)</p> <p>等に設置さ れる伝送装 置等を除く<sup>o</sup>)</p>

能 能 能		伝 送 送		機 機 機		中 中 中		中 中 中		中 中 中		中 中 中	
一 一 一	五 五 五	(略)											
能 能 能	送 送 送	專 專 專	用 用 用	機 機 機	接 接 接	中 中 中	繼 繼 繼	中 中 中	繼 繼 繼	中 中 中	繼 繼 繼	中 中 中	繼 繼 繼
六 六 六	中 中 中												
能 能 能	傳 傳 傳	專 專 專	用 用 用	機 機 機	接 接 接	中 中 中	繼 繼 繼	中 中 中	繼 繼 繼	中 中 中	繼 繼 繼	中 中 中	繼 繼 繼
一 一 一	五 五 五	(略)											
能 能 能		傳 傳 傳		專 專 專		用 用 用		機 機 機		接 接 接		中 中 中	
一 一 一	五 五 五	(略)											
能 能 能	傳 傳 傳	專 專 專	用 用 用	機 機 機	接 接 接	中 中 中	繼 繼 繼	中 中 中	繼 繼 繼	中 中 中	繼 繼 繼	中 中 中	繼 繼 繼
六 六 六	中 中 中												
能 能 能	傳 傳 傳	專 專 專	用 用 用	機 機 機	接 接 接	中 中 中	繼 繼 繼	中 中 中	繼 繼 繼	中 中 中	繼 繼 繼	中 中 中	繼 繼 繼
一 一 一	五 五 五	(略)											

特別光信号中継伝送機能	一般光信号中継伝送機能	第一種指定中継系伝送路設備等(光信号伝送用の回線(第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対して設置される伝送装置等(波長分割多重装置を含む)を除く。)により通信を伝送する機能)	第一種指定中継系伝送路設備等(光信号伝送用の回線(第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対して設置される伝送装置等(波長分割多重装置を含む)を除く。)により通信を伝送する機能)	第一種指定中継系伝送路設備等(光信号伝送用の回線(第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対して設置される伝送装置等(波長分割多重装置を含む)を除く。)により通信を伝送する機能)	第一種指定中継系伝送路設備等(光信号伝送用の回線(第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対して設置される伝送装置等(波長分割多重装置を含む)を除く。)により通信を伝送する機能)

六の一～十四（略）	れる伝送装置等を除く。波長分割多重装置に含まれる部分には限る。）	
第五条～第十六条の二（略） （端末回線伝送機能等の接続料）		
第十七条 第四条の表一の項（ <del>一般地域透過端末回線伝送機能及び特別地域透過端末回線伝送機能を除く。</del> ）の項から二二の二の項まで、六の項（中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く。）、六の一の項（閑門交換機接続ルーティング伝送機能を除く。）、六の二の項、七の項及び七の一の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。 2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項、二二の項から二二の二の項まで、六の項及び七の項の機能については、回線容量にあつては少なくとも一、五二六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあつては半線数により、各々細分化して設定するものとする。	第六の一～十四（略） （端末回線伝送機能等の接続料）	第五条～第十六条の二（略） （ <del>一般地域透过端末回線伝送機能を除く。</del> ）の項から二二の二の項まで、六の項（中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く。）、六の一の項（閑門交換機接続ルーティング伝送機能を除く。）、六の二の項、七の項及び七の一の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。 2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項、二二の項から二二の二の項まで、六の項及び七の項の機能については、回線容量にあつては少なくとも一、五二六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあつては半線数により、各々細分化して設定するものとする。

線数を単位として設定するものとする。

2 前項の機能（~~一般地域透過端末回線に送機能に限る~~）の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号を伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号を伝用の回線を設置していなきものに限る。以下この条において同じ。）に係る原価の総額（~~特別地域透过端末回線に送機能に係るものと除す~~）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（~~特別地域透过端末回線に送機能に係るものと除す~~）で除して得た額をもつて設定するものとする。

3 第一項の機能（~~特別地域透过端末回線に送機能に限る~~）の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価の総額（~~特別地域透过端末回線に送機能に係るものと除す~~）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（~~特別地域透过端末回線に送機能に係るものと除す~~）で除して得た額をもつて設定するものとする。

2 前項の機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号を伝用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号を伝用の回線を設置していなきものに限る。以下この条において同じ。）に係る原価の総額を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもつて設定するものとする。

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。